記者発表資料

平成２６年　３月２０日
郡 山 国 道 事 務 所

特殊車両の指導・取締りを実施します

郡山国道事務所では、白河警察署と協力し「特殊車両」の指導・取締りを実施します。

無許可、許可条件違反の特殊車両に起因する事故は、その被害の大きさから社会的にも大きな影響を及ぼすものです。（別紙１、２）

この指導・取締りは、道路の保全及び事故等の危険防止を図るとともに、特殊車両通行許可制度の普及啓発及び無許可・違反車両に対して是正指導を行うことを目的として実施するものです。

実施日時　平成２６年３月２４日（月）１０：３０～１２：００
実施場所　白河車両検測所（国道４号 西白河郡西郷村大字小田倉地内）

実施場所位置図



昨年の指導取締りの状況



【記者発表会：郡山記者クラブ】

問 い 合 わ せ 先
国土交通省　東北地方整備局　郡山国道事務所 ＴＥＬ０２４（９４６）０３３３（代表） 上席専門職　小山　政人（おやま　まさと）内線５０６ 国土交通省　東北地方整備局　郡山国道事務所　郡山維持出張所 ＴＥＬ　０２４（９３２）４４８６（代表） 郡山維持出張所長　北見　淳（きたみ　じゅん）

国土交通省 東北地方整備局

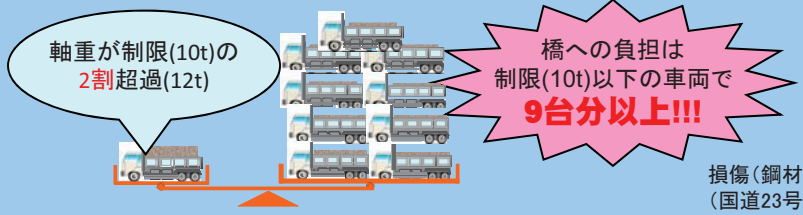
別紙1

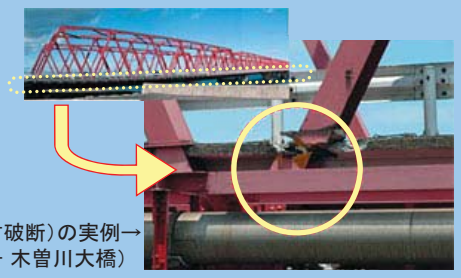
特殊車両の通行について　（参考）

違反者の名称や違反内容の公表を開始します

平成25年1月30日付けで「特殊車両の通行に関する指導取締り要領」の一部改正が行われ、平成25年3月1日より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに又は許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。

➢重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

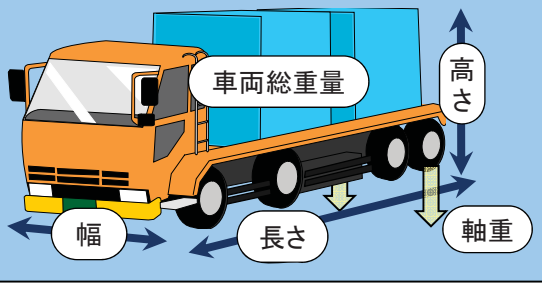




損傷（鋼材破断）の実例→
（国道23号 木曽川大橋）

➢下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 （車両制限令等）
長さ	走行（連結・積載）状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2．5m
高さ	積載状態で3．8m （一部道路では4．1m）
総重量 （車＋乗員＋荷物）	積載状態で20t （一部道路では車両の構造に応じて最大25t）
軸重	積載状態で最大10t



【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

➢「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- 車両を通行させようとする者（運送事業者、荷主等）が申請しなければなりません。
- 道路管理者（国、都道府県、市町村等）は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者（例えば国道事務所）で一括して手続き（他の道路管理者との協議を含む。）を行っています。
- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
（※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。）

➢**インターネット経由の申請も可能です。** 詳細は下記のURLをご参照ください。

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

【ご理解下さい】申請から許可まで、各道路管理者による確認のために時間を要します。
重量物や長大物の輸送依頼の際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。

【ご注意下さい】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。
これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。（道路法第102条第1号）

【問い合わせ先】 東北地方整備局道路部交通対策課（TEL022-225-2171(代)）

別紙2

特殊車両の事故による影響

平成24年6月発生。
セミトレーラーが反対車線にはみ出し、歩道橋の階段部分に衝突。
約2時間30分の通行規制。歩道橋階段の損傷。



社会的影響が大 ！！

